

消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成27年12月10日

消費者庁訓令第38号

（目的）

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、消費者庁職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と比べ不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

なお、別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、

法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の

基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

合理的配慮の提供

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

監督者の責務

第4条 職員のうち課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

一 日常の執務を通じた指導により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供

てきせつ おこな しどろ  
を適切に行うよう指導すること。

- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に  
たいしよ  
対処しなければならない。

ちようかいしよぶんとう  
(懲戒処分等)

だい じよう しょくいん しょうがいしゃ たい ふとう さべつてきとりあつか また かじゆう ふたん  
第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにも  
かかわらず合理的配慮の提供を行わなかった場合、その態様等によっては、職務上の  
ぎ む いはん また しょくむ おこた ぼあい がいとう ちようかいしよぶんなど おこな  
義務に違反し、又は職務を怠った場合に該当し、懲戒処分等が行われることがある。

そうだんたいせい せいび  
(相談体制の整備)

だい じよう しょうひしゃちよう しょくいん しょうがい りゆう さべつ かん しょうがいしゃまた  
第6条 消費者庁に、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者又はその  
かぞく た かんけいしゃ そうだんとう てきかく たいおう そうだんまどぐち つぎ かくごう  
家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口として、次の各号に  
かか もの あ  
掲げる者を充てる。

- 一 そうむかちょう  
総務課長
- 二 そうむかちょう ぼさ しょくいん ふくむ たんとう もの  
総務課課長補佐（職員のサービスを担当する者）
- 三 そうむかしょくいんかかりちょう  
総務課職員係長

よん しょうがいしゃ しょくいんまた しょうがい かん せんもんちしき ゆう しょくいん そうむかちょう  
四 障害者である職員又は障害に関する専門知識を有する職員であつて、総務課長  
しめい  
が指名するもの

- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、  
ファクシミリ、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要  
となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等の情報は、当該相談の処理の後に総務課職員係に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、充実を図るよう積極的に努めるものとする。

#### （研修・啓発）

第7条 総務課職員係は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。

3 前項の内容、回数等の研修の詳細は、総務課長が定めるものとする。

4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアルの配付等により、意識の啓発を図るものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

しょうひしゃちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう かか りゆうい  
消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意

じこう  
事項

だい  
第1 ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ  
第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい かくしゆ  
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種  
きかい ていきよう きよひ また ていきよう あ ぼしょ じかんたい せいげん しょうがいしゃ  
機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でな  
もの たい ふ じょうけん つ しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
い者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害する  
ことを禁止している。

しょうがいしゃ じじつじょう びやうどう そくしん また たっせい ひつよう とくべつ そち  
ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、  
ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの くら ゆうぐう  
不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇す  
とりあつか せつきよくてきかいぜん そち ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてきはりよ  
る取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の  
ていきよう しょうがいしゃ もの こと とりあつか ごうりてきはりよ ていきようなど ひつよう  
提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要  
はんい ほんりよ しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん ふとう  
な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当  
さべつてきとりあつか あ  
な差別的取扱いには当たらない。

ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう もんだい じ むまた じぎょう  
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、問題となる事務又は事業に  
ほんしつてき かんけい しょじじょう おな しょうがいしゃ もの しょうがいしゃ ふり あつか  
ついて、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より、障害者を不利に扱  
てん りゆうい ひつよう  
うことである点に留意する必要がある。

だい  
第2 せいとう りゆう ほんだん してん  
第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう ざい  
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや

かくしゆきかい ていきよう きよひ とりあつか きやくかんてき み せいとう もくてき もと  
各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に  
おこな  
行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。

しょうひしゃちょう せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき けんとう  
消費者庁においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに

せいとう りゆう かくだいかいしゃく ほう しゆし そこ こべつ じあん  
正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、

しょうがいしゃ だいさんしゃ けんりりえき れい あんぜん かくほ ざいさん ほぜん そんがいはっせい ぼうしなど およ  
障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び

しょうひしゃちょう じ むまた じぎょう もくてき ないよう きのう い じなど かんてん かんが ぐたいてきばめん  
消費者庁の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や

じょうきょう おう そうごうてき きやくかんてき ほんだん ひつよう  
状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

しょういん せいとう りゆう ほんだん ぼあい しょうがいしゃ りゆう せつめい りかい  
職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解

え つと のぞ りかい え ぼあい そうだんまどぐち つう  
を得るよう努めることが望ましい。なお、理解を得られない場合は、相談窓口を通じて

ちょうせい はか  
調整を図るものとする。

### だい 3 ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

ふとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいれい い か だい しめ  
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示した  
ふとう さべつてきとりあつか そうとう いな こべつ じあん ほんだん  
とおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断され  
ることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しな  
いことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されてい  
る具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

ふとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいれい  
(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

しょうがい りゆう まどぐちたいおう きよひ  
○障害があることを理由に窓口対応を拒否する。

しょうがい りゆう たいおう じゅんじょ れつご  
○障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。

○障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。

○障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

○事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添い者の同行を拒んだりする。

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的

配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有

し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定

の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を

課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務

又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去

を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が

過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の

除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者

が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と

相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた

ものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面

において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、

その実施に伴う負担が過重でないものである。合理的配慮は、消費者庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語のほか、拡大文字、手話、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を



介するもの) により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働き掛けるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 消費者庁がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

## 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。なお、理解を得られない場合は、相談窓口を通じて調整を図ることとする。

○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約の有無又はその程度）

○費用・負担の程度

## 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

○段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする。

○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。

○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

○障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し、誘導する。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

○筆談、読み上げ、要約筆記、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。

○会議資料等について、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。

○視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。

○意思疎通が不得意な障害者に対し、図解した資料等を活用して意思を確認する。なお、意思疎通が不得意な障害者に対しては、通常より説明・承諾に時間が掛かることを承知しておく。

○<sup>ちゆうしゃじょう</sup>駐<sup>つうじょう</sup>車<sup>こうとう</sup>場<sup>おこな</sup>などで<sup>あんない</sup>通<sup>かみ</sup>常<sup>わた</sup>、口<sup>わた</sup>頭<sup>わた</sup>で<sup>わた</sup>行<sup>わた</sup>う<sup>わた</sup>案<sup>わた</sup>内<sup>わた</sup>を、紙<sup>わた</sup>に<sup>わた</sup>メ<sup>わた</sup>モ<sup>わた</sup>を<sup>わた</sup>し<sup>わた</sup>て<sup>わた</sup>渡<sup>わた</sup>す。

○<sup>しよるいきにゆう</sup>書<sup>いらいじ</sup>類<sup>きにゆうほうほうとう</sup>記<sup>ほんにん</sup>入<sup>め</sup>の<sup>まえ</sup>依<sup>しめ</sup>頼<sup>わ</sup>時<sup>きじゆつ</sup>に、記<sup>でんたつ</sup>入<sup>でんたつ</sup>方<sup>でんたつ</sup>法<sup>でんたつ</sup>等<sup>でんたつ</sup>を<sup>でんたつ</sup>本<sup>でんたつ</sup>人<sup>でんたつ</sup>の<sup>でんたつ</sup>目<sup>でんたつ</sup>の<sup>でんたつ</sup>前<sup>でんたつ</sup>で<sup>でんたつ</sup>示<sup>でんたつ</sup>し<sup>でんたつ</sup>た<sup>でんたつ</sup>り、分<sup>でんたつ</sup>か<sup>でんたつ</sup>り<sup>でんたつ</sup>や<sup>でんたつ</sup>す<sup>でんたつ</sup>い<sup>でんたつ</sup>記<sup>でんたつ</sup>述<sup>でんたつ</sup>で<sup>でんたつ</sup>伝<sup>でんたつ</sup>達<sup>でんたつ</sup>し<sup>でんたつ</sup>たり<sup>でんたつ</sup>す。本<sup>でんたつ</sup>人<sup>でんたつ</sup>の<sup>でんたつ</sup>依<sup>でんたつ</sup>頼<sup>でんたつ</sup>が<sup>でんたつ</sup>あ<sup>でんたつ</sup>る<sup>でんたつ</sup>場<sup>でんたつ</sup>合<sup>でんたつ</sup>に<sup>でんたつ</sup>は、代<sup>でんたつ</sup>読<sup>でんたつ</sup>や<sup>でんたつ</sup>代<sup>でんたつ</sup>筆<sup>でんたつ</sup>と<sup>でんたつ</sup>い<sup>でんたつ</sup>つ<sup>でんたつ</sup>た<sup>でんたつ</sup>配<sup>でんたつ</sup>慮<sup>でんたつ</sup>を<sup>でんたつ</sup>行<sup>でんたつ</sup>う。

○<sup>ひ</sup>比<sup>ひ</sup>喩<sup>ひ</sup>表<sup>ひ</sup>現<sup>ひ</sup>等<sup>ひ</sup>が<sup>ひ</sup>苦<sup>ひ</sup>手<sup>ひ</sup>な<sup>ひ</sup>障<sup>ひ</sup>害<sup>ひ</sup>者<sup>ひ</sup>に<sup>ひ</sup>対<sup>ひ</sup>し、直<sup>ひ</sup>喩<sup>ひ</sup>や<sup>ひ</sup>暗<sup>ひ</sup>喩<sup>ひ</sup>、二<sup>ひ</sup>重<sup>ひ</sup>否<sup>ひ</sup>定<sup>ひ</sup>表<sup>ひ</sup>現<sup>ひ</sup>等<sup>ひ</sup>を<sup>ひ</sup>用<sup>ひ</sup>い<sup>ひ</sup>ず<sup>ひ</sup>に<sup>ひ</sup>説<sup>ひ</sup>明<sup>ひ</sup>す<sup>ひ</sup>る。

○<sup>ちてきしやうがいしや</sup>知<sup>もうしで</sup>的<sup>さい</sup>障<sup>ていねい</sup>害<sup>く</sup>者<sup>かえ</sup>か<sup>せつめい</sup>ら<sup>ないよう</sup>が<sup>りかい</sup>申<sup>りかい</sup>出<sup>りかい</sup>が<sup>りかい</sup>あ<sup>りかい</sup>つ<sup>りかい</sup>た<sup>りかい</sup>際<sup>りかい</sup>に、ゆ<sup>りかい</sup>っ<sup>りかい</sup>く<sup>りかい</sup>り、丁<sup>りかい</sup>寧<sup>りかい</sup>に、繰<sup>りかい</sup>り<sup>りかい</sup>返<sup>りかい</sup>し<sup>りかい</sup>説<sup>りかい</sup>明<sup>りかい</sup>し、内<sup>りかい</sup>容<sup>りかい</sup>が<sup>りかい</sup>理<sup>りかい</sup>解<sup>りかい</sup>さ<sup>りかい</sup>れ<sup>りかい</sup>た<sup>りかい</sup>こ<sup>りかい</sup>と<sup>りかい</sup>を<sup>りかい</sup>確<sup>りかい</sup>認<sup>りかい</sup>し<sup>りかい</sup>な<sup>りかい</sup>が<sup>りかい</sup>ら<sup>りかい</sup>応<sup>りかい</sup>対<sup>りかい</sup>す<sup>りかい</sup>る。ま<sup>りかい</sup>た、な<sup>りかい</sup>じ<sup>りかい</sup>み<sup>りかい</sup>の<sup>りかい</sup>な<sup>りかい</sup>い<sup>りかい</sup>外<sup>りかい</sup>来<sup>りかい</sup>語<sup>りかい</sup>は<sup>りかい</sup>避<sup>りかい</sup>け<sup>りかい</sup>る、漢<sup>りかい</sup>数<sup>りかい</sup>字<sup>りかい</sup>は<sup>りかい</sup>用<sup>りかい</sup>い<sup>りかい</sup>な<sup>りかい</sup>い、時<sup>りかい</sup>刻<sup>りかい</sup>は<sup>りかい</sup>2<sup>りかい</sup>4<sup>りかい</sup>時<sup>りかい</sup>間<sup>りかい</sup>表<sup>りかい</sup>記<sup>りかい</sup>で<sup>りかい</sup>は<sup>りかい</sup>な<sup>りかい</sup>く<sup>りかい</sup>午<sup>りかい</sup>前<sup>りかい</sup>・午<sup>りかい</sup>後<sup>りかい</sup>で<sup>りかい</sup>表<sup>りかい</sup>記<sup>りかい</sup>す<sup>りかい</sup>る<sup>りかい</sup>な<sup>りかい</sup>ど<sup>りかい</sup>の<sup>りかい</sup>配<sup>りかい</sup>慮<sup>りかい</sup>を<sup>りかい</sup>念<sup>りかい</sup>頭<sup>りかい</sup>に<sup>りかい</sup>置<sup>りかい</sup>い<sup>りかい</sup>た<sup>りかい</sup>メ<sup>りかい</sup>モ<sup>りかい</sup>を、必<sup>りかい</sup>要<sup>りかい</sup>に<sup>りかい</sup>応<sup>りかい</sup>じ<sup>りかい</sup>て<sup>りかい</sup>適<sup>りかい</sup>時<sup>りかい</sup>に<sup>りかい</sup>渡<sup>りかい</sup>す。

○<sup>かいぎ</sup>会<sup>しんこう</sup>議<sup>あ</sup>の<sup>しりょう</sup>進<sup>み</sup>行<sup>せつめい</sup>に<sup>き</sup>当<sup>こんなん</sup>た<sup>しかくしやうがいしや</sup>り、資<sup>ちやうかく</sup>料<sup>ちやうかく</sup>を<sup>ちやうかく</sup>見<sup>ちやうかく</sup>な<sup>ちやうかく</sup>が<sup>ちやうかく</sup>ら<sup>ちやうかく</sup>説<sup>ちやうかく</sup>明<sup>ちやうかく</sup>を<sup>ちやうかく</sup>聞<sup>ちやうかく</sup>く<sup>ちやうかく</sup>こ<sup>ちやうかく</sup>と<sup>ちやうかく</sup>が<sup>ちやうかく</sup>困<sup>ちやうかく</sup>難<sup>ちやうかく</sup>な<sup>ちやうかく</sup>視<sup>ちやうかく</sup>覚<sup>ちやうかく</sup>障<sup>ちやうかく</sup>害<sup>ちやうかく</sup>者<sup>ちやうかく</sup>、聴<sup>ちやうかく</sup>覚<sup>ちやうかく</sup>障<sup>ちやうかく</sup>害<sup>ちやうかく</sup>者<sup>ちやうかく</sup>等<sup>ちやうかく</sup>、障<sup>ちやうかく</sup>害<sup>ちやうかく</sup>者<sup>ちやうかく</sup>に<sup>ちやうかく</sup>対<sup>ちやうかく</sup>し、そ<sup>ちやうかく</sup>の<sup>ちやうかく</sup>特<sup>ちやうかく</sup>性<sup>ちやうかく</sup>に<sup>ちやうかく</sup>応<sup>ちやうかく</sup>じ<sup>ちやうかく</sup>、ゆ<sup>ちやうかく</sup>っ<sup>ちやうかく</sup>く<sup>ちやうかく</sup>り、丁<sup>ちやうかく</sup>寧<sup>ちやうかく</sup>な<sup>ちやうかく</sup>進<sup>ちやうかく</sup>行<sup>ちやうかく</sup>を<sup>ちやうかく</sup>心<sup>ちやうかく</sup>掛<sup>ちやうかく</sup>け<sup>ちやうかく</sup>る<sup>ちやうかく</sup>な<sup>ちやうかく</sup>ど<sup>ちやうかく</sup>配<sup>ちやうかく</sup>慮<sup>ちやうかく</sup>を<sup>ちやうかく</sup>行<sup>ちやうかく</sup>う。

(ルール・慣<sup>かんこう</sup>行<sup>じゆうなん</sup>の<sup>へんこう</sup>柔<sup>ぐたいれい</sup>軟<sup>ぐたいれい</sup>な<sup>ぐたいれい</sup>変<sup>ぐたいれい</sup>更<sup>ぐたいれい</sup>の<sup>ぐたいれい</sup>具<sup>ぐたいれい</sup>体<sup>ぐたいれい</sup>例<sup>ぐたいれい</sup>)

○<sup>じゆんばん</sup>順<sup>ま</sup>番<sup>にがて</sup>を<sup>しやうがいしや</sup>待<sup>たい</sup>つ<sup>しゆうい</sup>こ<sup>もの</sup>と<sup>りかい</sup>が<sup>え</sup>苦<sup>うえ</sup>手<sup>てつづきじゆん</sup>な<sup>てつづきじゆん</sup>障<sup>てつづきじゆん</sup>害<sup>てつづきじゆん</sup>者<sup>てつづきじゆん</sup>に<sup>てつづきじゆん</sup>対<sup>てつづきじゆん</sup>し、周<sup>てつづきじゆん</sup>围<sup>てつづきじゆん</sup>の<sup>てつづきじゆん</sup>者<sup>てつづきじゆん</sup>の<sup>てつづきじゆん</sup>理<sup>てつづきじゆん</sup>解<sup>てつづきじゆん</sup>を<sup>てつづきじゆん</sup>得<sup>てつづきじゆん</sup>た<sup>てつづきじゆん</sup>上<sup>てつづきじゆん</sup>で、手<sup>てつづきじゆん</sup>続<sup>てつづきじゆん</sup>順<sup>てつづきじゆん</sup>を<sup>てつづきじゆん</sup>入<sup>てつづきじゆん</sup>れ<sup>てつづきじゆん</sup>替<sup>てつづきじゆん</sup>え<sup>てつづきじゆん</sup>る。

○<sup>た</sup>立<sup>れつ</sup>て<sup>なら</sup>列<sup>じゆんばん</sup>に<sup>ま</sup>並<sup>ま</sup>んで<sup>ま</sup>順<sup>ま</sup>番<sup>ま</sup>を<sup>ま</sup>待<sup>ま</sup>つ<sup>ま</sup>て<sup>ま</sup>い<sup>ま</sup>る<sup>ま</sup>場<sup>ま</sup>合<sup>ま</sup>に、周<sup>ま</sup>围<sup>ま</sup>の<sup>ま</sup>者<sup>ま</sup>の<sup>ま</sup>理<sup>ま</sup>解<sup>ま</sup>を<sup>ま</sup>得<sup>ま</sup>た<sup>ま</sup>上<sup>ま</sup>で、当<sup>ま</sup>該<sup>ま</sup>障<sup>ま</sup>害<sup>ま</sup>者<sup>ま</sup>の<sup>ま</sup>順<sup>ま</sup>番<sup>ま</sup>が<sup>ま</sup>来<sup>ま</sup>る<sup>ま</sup>ま<sup>ま</sup>で<sup>ま</sup>別<sup>ま</sup>室<sup>ま</sup>や<sup>ま</sup>席<sup>ま</sup>を<sup>ま</sup>用<sup>ま</sup>意<sup>ま</sup>す<sup>ま</sup>る。

○<sup>ぼんしやなど</sup>スク<sup>み</sup>リ<sup>み</sup>ーン<sup>み</sup>や<sup>み</sup>板<sup>み</sup>書<sup>み</sup>等<sup>み</sup>が<sup>み</sup>よ<sup>み</sup>く<sup>み</sup>見<sup>み</sup>え<sup>み</sup>る<sup>み</sup>よ<sup>み</sup>う<sup>み</sup>に、スク<sup>み</sup>リ<sup>み</sup>ーン<sup>み</sup>等<sup>み</sup>に<sup>み</sup>近<sup>み</sup>い<sup>み</sup>席<sup>み</sup>を<sup>み</sup>確<sup>み</sup>保<sup>み</sup>す<sup>み</sup>る。

○<sup>しやりやうじやうこうばしよ</sup>車<sup>しせつでいりぐち</sup>両<sup>ちか</sup>乗<sup>ばしよ</sup>降<sup>へんこう</sup>場<sup>へんこう</sup>所<sup>へんこう</sup>を<sup>へんこう</sup>施<sup>へんこう</sup>設<sup>へんこう</sup>出<sup>へんこう</sup>入<sup>へんこう</sup>口<sup>へんこう</sup>に<sup>へんこう</sup>近<sup>へんこう</sup>い<sup>へんこう</sup>場<sup>へんこう</sup>所<sup>へんこう</sup>へ<sup>へんこう</sup>変<sup>へんこう</sup>更<sup>へんこう</sup>す<sup>へんこう</sup>る。

○<sup>しきちない</sup>敷<sup>ちゆうしゃじやうなど</sup>地<sup>しやうがいしや</sup>内<sup>らいちやう</sup>の<sup>たすう</sup>駐<sup>み</sup>車<sup>み</sup>場<sup>み</sup>等<sup>み</sup>に<sup>み</sup>お<sup>み</sup>い<sup>み</sup>て、障<sup>み</sup>害<sup>み</sup>者<sup>み</sup>の<sup>み</sup>来<sup>み</sup>庁<sup>み</sup>が<sup>み</sup>多<sup>み</sup>数<sup>み</sup>見<sup>み</sup>込<sup>み</sup>ま<sup>み</sup>れ<sup>み</sup>る<sup>み</sup>場<sup>み</sup>合<sup>み</sup>、通<sup>み</sup>常<sup>み</sup>、障<sup>み</sup>害<sup>み</sup>者<sup>み</sup>

せんよう くかく しょうがいしゃせんよう くかく へんこう  
専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

にゅうかんじ つうか こんなん ばあい べつ にゅうかん  
○入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を  
みと  
認める。

たにん せつしょく おおにんずう なか きんちよう ふずい はつせいとう ばあい  
○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、  
とうがいしょうがいしゃ せつめい うえ しせつ じょうきよう おう べつしつ じゅんび  
当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。

ひこうひょうまた みこうひょうじょうほう あつか かいぎなど じょうほうかんり かか たんぼ え  
○非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られるこ  
とを前提に、しょうがい いいん りかい えんじよ もの どうせき みと  
とを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。